

お客さま 各位



口座の不正利用防止のための

「未利用口座管理手数料・解約の定め」の導入について

平素より上田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、残高が少なく長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和7年4月1日（火）以降、すべての普通預金口座につきまして、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」の新設および残高が同手数料に満たなくなった場合に解約させていただきます。

対象の口座のお客さまにお取引状況をお知らせした上で、約3カ月後に、年間550円（消費税込）の手数料をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には普通預金口座を解約させていただきます。

当金庫におきましては、ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めするとともに、ご利用のない口座について管理に要する最低限のコストをご負担いただくことによりまして、当金庫を常日頃からお利用いただいているお客さまへサービスの維持向上に一層努めますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および解約

取扱開始日	令和7年4月1日（火）
対象口座	普通預金口座（無利息型普通預金口座を含みます）・貯蓄預金口座 ※令和7年4月1日以前に開設された口座も対象とさせていただきます。 ※紛失、盗難などによりご利用を停止されている口座も対象となります。 ※取扱開始日前の期間は未利用期間（2年以上）に含めません。
手数料	事前通知後、一定期間（3カ月）経過後もお取引がない場合に、年間550円（消費税込）を当該口座から引落しいたします。
未利用口座となる場合（未利用口座）	令和7年4月1日以降、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れまたは払戻しが無い口座が対象となります。 ※通帳記帳、当該口座の利息入金、本手数料の引落しは除きます。
未利用口座対象外となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該口座の残高が1,000円以上の場合 ・同一お取引店にて他の金融資産（定期性預金・投資信託・保険等）のお取引がある場合 ・同一お取引店に融資取引がある場合（カードローン契約を含みます。）

未利用口座に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用口座の対象となった場合には、事前に文書にてお届けの住所宛にご案内を発送します。 ・「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・翌年以降も口座の未利用状態が続いた場合は、未利用口座管理手数料は毎年引き落としされますが、<u>通知の郵送は初年度のみ</u>となります。
自動解約	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用口座の残高が本手数料以下の場合、口座残高全額をもって手数料に充当のうえ、対象口座を自動解約いたします。 ・口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。 ・手数料のご返却および解約口座の再利用にはお応えいたしかねます。

2. 普通預金規定等の改正

未利用口座管理手数料および解約の新設に関しまして、普通預金規定（無利息型普通預金含む）および貯蓄預金規定を改正いたします。本規定の適用は、改正後の令和7年4月1日以降、すべての普通預金口座、貯蓄預金口座となります。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

（1）普通預金規定（無利息型普通預金も含む）

（下記条文を追加）

（未利用口座管理手数料）

- （1）普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金口座も含みます。）は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第2項に定める手数料の引き落しを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。
- （2）未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- （3）未利用口座管理手数料の取扱いの定めは、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法により公表します。
- （4）この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用の口座管理手数料の引き落しを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- （5）一旦引き落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- （6）第4項により解約された口座の再利用はできません。

（この預金に関するその他の手数料）

- （1）この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。
- （2）前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

改定後の預金規定は下記からご確認ください。

→ [普通預金規定（無利息型普通預金含む）](#)

→ [貯蓄預金規定](#)

以上